

官民連携食育プラットフォーム 規 約

(名称)

第1条 当団体は、官民連携食育プラットフォームと称する。

(目的)

第2条 当団体は、食生活に関する国民の志向が大きく変化する中、食料安全保障を確保するとともに、国民の心身の健康を保持し、豊かな人間性を涵養するためには、若者をはじめとして、あらゆる世代の消費者が食に関する理解を深めることを通じて、食料の持続的な供給に資する消費行動を選択すると同時に、食生活を健全で豊かなものとするのが重要であることに鑑み、食育活動における食品関連事業者その他の事業者の間の協働及び当該事業者と国、地方公共団体その他の社会を構成する多様な主体との連携を促進し、もって国民運動としての食育の強化を図ることを目的とする。

(活動内容)

第3条 当団体は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 当団体の会員の行う食育活動の発信
- 二 食育の分野における当団体の会員間の交流の促進
- 三 当団体の会員が連携して行う食育活動の推進
- 四 従業員の食生活の改善に取り組む法人の顕彰
- 五 前各号に掲げる活動に附帯し、又は密接に関連する活動

(会員)

第4条 当団体の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者とする。

- 一 国内において食育活動を現に行い、若しくは行おうとする事業者又はその組織する団体
- 二 前号に掲げる者の行う食育活動の円滑かつ確実な実施に寄与する活動を行う事業者又はその組織する団体
- 三 国の行政機関
- 四 地方公共団体

2 当団体は、前項の規定にかかわらず、運営委員会が特に必要と認める団体を会員たる資格を有する者とすることができる。

(准会員)

第5条 当団体は、国内において食育活動を現に行い、若しくは行おうとする者であって、前条第1項第1号に規定するもの以外のものを准会員たる資格を有する者とする。

(入会)

第6条 当団体に入会しようとする者は、運営事務局が定める手続により入会を申請するものとする。

2 会員は、入会后速やかに、当団体の活動に参加する者（以下「会員参加者」という。）を運営事務局に届け出るものとする。

3 会員は、会員参加者に変更があったときは、速やかに新たな会員参加者を運営事務局に届け出るものとする。

(退会)

第7条 会員及び准会員（以下「会員等」という。）は、運営事務局が定める手続を完了させることにより、いつでも退会することができる。

2 前項に定めるもののほか、会員等は、次の事由によって退会する。

一 会員等たる資格の喪失

二 破産又は解散

三 除名

3 除名は、次の各号のいずれかに該当する会員等につき、運営委員会の決議によってこれをするものとする。この場合において、当団体は、あらかじめその会員等に対しその旨を通知し、かつ、運営委員会において弁明の機会を与えなければならない。

一 この規約に違反した会員等

二 当団体の名誉を害し、又は当団体の目的に反する行為をした会員等

三 その他除名すべき正当な事由がある会員等

(運営委員会)

第8条 当団体に、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、全ての運営委員で組織する。

3 運営委員は、会員参加者をもって充て、設立時の運営委員は、発起人が当団体の活動に参加する者として運営事務局に届け出た者とする。

(運営委員会の権限)

第9条 運営委員会は、当団体の運営の基本方針の決定その他の当団体の運営に関する重要事項を決定する。

(食育実践優良法人認定委員会)

第10条 当団体が別に定めるところにより運用する食育実践優良法人顕彰制度において、毎年度、食育実践優良法人の認定を行うため、当団体に、食育実践優良法人認定委員会を置く。

2 食育実践優良法人認定委員会については、運営事務局の定めるところによる。

(運営事務局)

第11条 当団体に、運営事務局を置き、農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課をもって充てる。

2 運営事務局は、当団体の運営に関する事務を掌る。

3 運営事務局は、その事務の全部又は一部を委託することができる。

(雑則)

第12条 この規約の変更は、当団体での協議により行うものとする。

2 この規約に定めるもののほか、当団体の運営に関して必要な事項は、運営事務局が定める。

附 則

この規約は、令和7年5月30日から施行する。